

大和市告示第259号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町の区域の設定及び変更並びに字の区域の廃止の案を、次のとおり告示する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項及び同法施行令（昭和42年政令第246号）の定めるところにより、この案に係る町又は字の区域に住所を有し、告示の日において本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、同案に異議があるときは、告示の日から30日を経過する日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して同案に対する変更の請求をすることができる。

平成21年11月18日

大和市長 大木 哲

1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包含される区域の字名	区域図
中央林間西一丁目	下鶴間字丁四号の一部	別紙のとおり。
中央林間西二丁目	下鶴間字丁一号の一部 下鶴間字丁四号の一部	
中央林間西三丁目	下鶴間字丁一号の一部	
中央林間西四丁目	下鶴間字丁三号の一部 下鶴間字丁四号の一部	
中央林間西五丁目	下鶴間字丁一号の一部 下鶴間字丁二号の一部 下鶴間字丁三号の一部 下鶴間字丁四号の一部	
中央林間西六丁目	下鶴間字丁一号の一部 下鶴間字丁二号の一部	
中央林間西七丁目	下鶴間字丁二号の一部 下鶴間字丁三号の一部	

2 町の区域の変更

変更後の町名	左に包含される区域の町名	区域図
中央林間西一丁目	南林間三丁目の一部	別紙のとおり。

3 字の区域の廃止

設定する町の区域に包含される区域内に存在する字の区域は廃止する。